

経済産業省

Society5.0 における新たなガバナンスモデル検討会 第 19 回 議事録

＜日 時＞ 令和 5 年 2 月 21 日（火）13:00～15:00

＜場 所＞ みずほリサーチ&テクノロジーズ主催 オンライン会議（Teams）

■ 出席者（敬称略）

＜委員＞（◎座長、○副座長、以下 50 音順）

- | | |
|--------|--|
| ◎柳川 範之 | 東京大学大学院経済学研究科 教授 |
| ○穴戸 常寿 | 東京大学大学院法学政治学研究科 教授 |
| 伊井 哲朗 | コモンズ投信株式会社 代表取締役社長 兼 最高運用責任者 |
| 稲谷 龍彦 | 京都大学大学院法学研究科 教授 |
| 岩田 太地 | 日本電気株式会社
エンタープライズビジネスユニット 主席ビジネスプロデューサー |
| 上野山 勝也 | 株式会社PKSHA Technology 代表取締役 |
| 大屋 雄裕 | 慶應義塾大学法学部法律学科 教授 |
| 落合 孝文 | 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業／
プロトタイプ政策研究所 所長・シニアパートナー弁護士 |
| 鬼頭 武嗣 | 一般社団法人Fintech協会 代表理事副会長 |
| 久禮 由敬 | PwCあらた有限責任監査法人 パートナー |
| 坂井 豊貴 | 慶應義塾大学経済学部 教授 |
| 清水 真希子 | 大阪大学大学院法学研究科 教授 |
| 水津 太郎 | 東京大学大学院法学政治学研究科 教授 |
| 妹尾 堅一郎 | 特定非営利活動法人産学連携推進機構 理事長 |
| 寺本 振透 | 九州大学大学院法学研究院 教授 |
| 中川 裕志 | 国立研究開発法人理化学研究所
革新知能統合研究センター チームリーダー |
| 西山 圭太 | 東京大学未来ビジョン研究センター 客員教授 |
| 羽深 宏樹 | 京都大学大学院法学研究科 特任教授／
スマートガバナンス株式会社 代表取締役CEO |
| 平鍋 健児 | 株式会社永和システムマネジメント 代表取締役社長 |
| 深水 大輔 | 長島・大野・常松法律事務所 パートナー |
| 福島 良典 | 株式会社LayerX 代表取締役CEO |
| 増島 雅和 | 森・濱田松本法律事務所 パートナー |
| 松原 豊 | 名古屋大学大学院情報学研究科 准教授 |

<オブザーバー>

隅屋 輝佳 世界経済フォーラム第四次産業革命日本センター
アジャイル・ガバナンス プロジェクトスペシャリスト

<経済産業省>

橘 均憲 商務情報政策局 情報経済課 情報政策企画調整官
飯野 悠介 商務情報政策局 情報経済課 ガバナンス戦略国際調整官
伊藤 蓮 商務情報政策局 情報経済課 係長
商務情報政策局 情報経済課

<事務局支援>

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

■ 議事次第

- (1) 開会・事務連絡
- (2) 経済産業省挨拶
- (3) 報告書案について
【資料1】(飯野ガバナンス戦略国際調整官)
- (4) 今後のスケジュール及び今期報告書の今後の展望について
【資料2】(飯野ガバナンス戦略国際調整官)
- (5) 質疑応答・自由討議
- (6) 閉会

■ 配布資料

議事次第／委員名簿

資料1：報告書案（2023年2月21日版）

資料2：今期報告書の今後の展望

参考資料1：第18回検討会議事録

参考資料2：第3回WG議事録

参考資料3：第4回WG議事録

参考資料4：今期報告書表紙デザイン

■ 議事詳細

(1) 開会・挨拶等

事務局から開会が宣言された後、資料の確認等についての説明が行われた。

(2) 経済産業省挨拶

経済産業省 須賀課長より、御挨拶が行われた。

(3) 報告書案について

飯野ガバナンス戦略国際調整官より、資料1を用いて、報告書案について説明が行われた。

(4) 今後のスケジュール及び今期報告書の今後の展望について

飯野ガバナンス戦略国際調整官より、資料2を用いて、今後のスケジュール及び今期報告書の今後の展望について説明が行われた。

(5) 質疑応答・自由討議

前項(4)までの説明を踏まえて、以下のような自由討議が行われた。

- 「法」という文言と、カッコ付きの「〈法〉」という文言がある。最初の説明部分でこの「〈法〉」については定義されているものの、報告書において非常に多くの部分で参照され、かつ重要な概念であるため、「〈法〉」の定義を独立して記載する方が読みやすいのではないか。
- 「〈法〉」の説明において、「統制手法一切」と記載されており、ソフトロー、アルゴリズムや各種コード、AIなども含めて、手段として社会をガバナンスしていくという意図で記述されている部分もある。他方で、例えば、IoTの使い方をガバナンスするなど、手段としてそれをガバナンスするという記載もあり、2種類の概念が意識されている印象を受ける。
- アジャイル・ガバナンスにおいて、外部からのインプットの評価や外部状況の変化を人間の力だけで取り込むことは難しい。CPS全体を活用して取り込む場合、AIやIT技術を手段として使用するだけでなく、それが正しい使い方なのかということもガバナンスする必要がある。全体を通して、この部分がやや曖昧である印象を受けたため、文言上の問題ではあるが、コメントさせていただいた。
- 本報告書の公表は大変意義のあることだが、企業の法務部が経営者に説明する際には、苦勞されるのではないかという印象である。
- 本報告書を産業界の皆様理解していただくために、解釈を示すような解説を検討す

る必要があると考えられるが、検討されているか。

- 本日も指摘いただいた点も踏まえ、来期以降、どのような検討をしていくかについては、検討していきたい。私自身の理解としては、今期の議論の目標は必ずしも企業の具体的なアクションを明確にすることではなく、アジャイル・ガバナンスを企業が取り組む中で、それにより企業が報われる制度の整備を議論することであると考えている。その意味では、まず経営陣にそのメッセージを理解いただくことが重要であり、その上で、アジャイル・ガバナンスとして何をすれば報われるのかということの具体化を今後検討していく必要がある。
- おっしゃる内容は理解しているが、産業界は急にアジャイルには動くことはできないため、やはり布石を打ちながら順次進めていかざるを得ないということも視野に入れて進めていくことが重要である。
- 具体的に産業界が動く、あるいは法制度を変更していく際に、どのようなステップを踏んでいくのかということは整理していく必要がある。ただ、先ほどのご指摘は、恐らくその前段階において、この報告書が何を目指しているのか、法制度の研究者以外の方に、もう少しわかりやすくないかという趣旨だったと感じている。本日、エグゼクティブ・サマリーをご紹介いただいたが、もう少し具体例を入れる、やさしい表現にするなど、一般の方に分かりやすくする工夫も少し必要である。
- 現状のエグゼクティブ・サマリーの内容については、やや箇条書き感が強い印象がある。これを読めば全体の流れや内容が分かるように図や事例を用いつつ、書き直していくことが重要である。
- これまで、アジャイル・ガバナンスに関する報告書を複数公表し、影響を与えてきたと感じているが、今回の報告書が初見という方も多くおられるのではないかと。初めて読む方にも伝わるように、P4の図について、アイデアを共有したい。
- P4の図について、旧来型のガバナンスとアジャイル・ガバナンスを対比構造で示すとよいのではないかと。また、ガバナンスのアーキテクチャも旧来型のガバナンスと比較できるとよい。
- さらに、図の中に「システム」という文言が2つ使われており、人と環境の位置関係が分かりづらい印象もあるため、広義の法や規範、あるいはソフトウェアなど、階層的に記述できるのではないかと。そのなかに人間が立っていると、読み手自身がどこに位置するかわかった上で、旧来型のガバナンスとアジャイル・ガバナンスの比較ができ、後半の文章も理解しやすくなると感じる。
- 「システム」が Before の状態では、人や組織の一部がその命令通りに動くため、別途それに対するガバナンスを想定する必要はなかったが、Society 5.0 においては、人や組織のガバナンスをしたとしても統制できない「システム」ができてきているということを表現したい。また、人や組織から「システム」に対するコントロ

ールやマネジメント、ガバナンスのあり方として、アジャイル・ガバナンスがあり、アジャイル・ガバナンスにおいては、必ずしも人や組織ではなく、ガバナンスの一部をシステムが自動的にモニタリングする仕組みも取り入れていく必要がある。その際に、「法の支配」の根本に立ち返り、最後に「規制・制裁・責任の一体的改革」につながるという流れが、この図のなかで表現できるとよい。

- ご意見のとおり、ガバナンスの変化について、**Before** と **After** の差を表現することは、エグゼクティブ・サマリーにおいても重要である。
- 本報告書の目的は、「規制・制裁・責任の一体的改革」をしなければならないということだが、それを支える基盤となる「法の支配」を現代的に更新していく必要がある。この点は、法律家にとっても簡単な内容ではないため、しっかりと書いておく必要がある。
- 一般的な「法の支配」は、国家権力を念頭に置いて、典型的には国会による正しい法の定立と、法律家や行政機関による正しい法執行から成る。
- 多様な人間が共存して自由を確保するために、これまで議会定立法が重要だったが、現代のデジタルアーキテクチャが非常に進んだ時代において、イノベーションを確保する、そして人々の幸福追求を実現するためには、正しく定立され執行されるべき法の範囲というものを広げていくべきである。これは非常に論争的な主張ではあるが、本報告書において強い柱として打ち出していくべきであり、この場でもご理解いただきたい。
- 企業は、例えば、行政のルールや技術基準に違反して製造責任を問われるといったような場面だけではなく、企業内の様々なルール、あるいは企業活動において使う様々なソフトウェアのコードなど、広い意味での様々なルールに、組織内外で縛られている。
- 業界の標準や技術標準なども含めて、ルール、あるいは理を実現するための〈法〉であり、それぞれの立場で考え、アップデートし、遵守し、見直していくことが重要である。それが、外在的なルールなのか、内在的な組織のルールなのかという違いがないことが、ここでの1つのポイントである。
- これまでの報告書では、規制の中身をアップデートし、民間の標準に委ねていく必要性があることを示してきたが、中身自体がアジャイルに変わるなかで、どのように遵守・執行し、対応していくのかということが、これまでの議論で不十分だったため、今回の報告書では「制裁」「責任」という形で論じている。
- 今回の報告書においては、責任の概念に注目して、そこでの責任のあり方について、ライアビリティというよりは、応答責任に力点を置いて理解すべきだとしている。また、それに合わせて制裁、法執行のあり方も当然変化し、業界団体や様々な機関が関わる法執行のあり方を考えていくことをビジュアル化することが望ましい。

- 従来の規制・制裁・責任では、個々が独立していたが、現在のアジャイル・ガバナンスの下では、規制や責任、制裁のあり方が変わり、三位一体になっていることを、報告書の研究会の目指すべき姿であるとサマリー及び本文で明確に示すことができるという。
- 法の成立と法の執行ということと、我々自身の法の遵守のあり方について、個人的には、イノベーションは無法地帯、未法地帯を開拓することであり、どうしても法律は後追いになってしまうと理解している。イノベーションを促進するために「規制・制裁・責任の一体的改革」が必要であることを産業界にかみ砕いて展開していただくと、より理解が進むと感じている。
- 一方的に国が法及び理由を与えるというシステムではなく、しっかりと各主体によって与えられる各種の〈法〉がきちんと理由づけられる仕組みにすることにより、イノベーションを加速させるとともに、無法地帯をなくしていくことがこの報告書全体を貫くテーマである。
- 統治の担い手となっていく各主体が、自身が定めたり、運用したりする〈法〉に正当な理由付を行うように、法的なインセンティブを設計することで、人々や企業が安心して活動できるようにしていく必要がある。具体的には、企業が自身で、CPS の〈力〉を適正にコントロールするよう努めることが、補償責任や制裁の減免につながるような仕組みを全体として整えていきたい。
- CPS を活用することは、全体主義的なスキームやレジームと非常に相性がいいと考えられる傾向にあるため、そうではないことを明確に示していくこと、すなわち引き続き本来の意味での法の支配の理念が維持されることを示すことも重要である。つまり、システムが全体としてイノベーションを推進し、効率化・最適化していくが、それはあくまで人々が受容できる理由に基づいて進んでいくことを確保していく必要がある。これが、〈法〉の支配の意義である。
- それに合わせて、新しい意味での〈法〉の支配に関わる全てのステークホルダーが協調的な活動をとれるように、責任や制裁や規制を一体的にアップデートしていくという意図が明確に伝わるように、ビジュアル化をしていきたい。
- 今回の報告書において記述されていることを非常に単純化すると、トップダウンか、ボトムアップということである。デジタル技術や AI の技術的性質自体が、基本的にはパターン認識の上にパターン認識を作るという構造のため、ボトムアップになっている。一方で、これまでの議会制定法や憲法ではトップダウンで物事を決めてきた。
- 現在、AI は、これまでの判例法やソフトローよりもさらにボトム側に寄ってボトムアップのパターン認識をしている。あえて言えば、パターン認識の上にソフトローがあり、ソフトローの上にハードローがあることになる。そして、パターン認識をベースに社会のあり方を議論するということは、パターンをどのように発見するこ

とが社会にとって最も望ましいかという議論が基礎になると感じている。

- これまでのパターン発見は、マーケットの中でプレイヤーが自由に行動することにより、パターンが見出されると観念されてきたが、今後は、パターンを発見する方法にある種秩序があり、そのことを非常に広い意味でアーキテクチャやデジタルアーキテクチャと我々は捉えようとしているのではないか。その意味でレッシングのフレームワークともはや違うということになる。パターン発見の仕組みがデジタルアーキテクチャだとすると、そこまでを含めてカギカッコ付きの〈法〉となると考えられる。
- デジタル時代の特徴は、AI その他のアルゴリズムを使ってパターンを発見するということであるが、もう一つの特徴は、その発見がデータを使って連続的に行われるため、非常にスピードが速く、また、そのプロセス自体が記録可能になるということである。
- データがリアルタイムで取得され、その中でパターンを発見して選ばれていくという事態は、極端な言い方をすれば、毎日ビジネスが法廷のような場に立って、自ら証拠調べとソフトローの創造を繰り返しているような状況である。それを前提とすると、これまでのように司法手続きになってからはじめて、過去の事案を振り返って証拠調べを行うのではなく、そもそも常時その証拠調べに相当する手続きを踏んでパターンの発見をしたのかが問われることになる。それが司法手続きのあり方と、また責任の問い方を変えるということにつながるはずだ。そこまで含めてここでカギカッコ付きの<法>として議論しているのではないか。
- 国家と企業のあり方も変化しているが、個人とコミュニティのあり方も変わるということが、この3年間の成果の1つである。
- 個人が集まるコミュニティは、企業に境界、あるいは国境を越えて、新しい挑戦に向き合う時代になったということもこの文脈の1つにある。
- 本報告書が公表された後に、実務の教科書ガイドのようなものを作成するならば、現在、実務界が直面しているテーマとアジャイル・ガバナンスの議論が、どのようにシンクロして実務に反映されるのかということを、よりリーガル・コンプライアンスの世界から大きく解放していく必要がある。それをマルチステークホルダーの議論にしていけると、非常に有意義となると感じる。
- 4.7の「データガバナンスシステム構築の必要性」において、存在するデータ自体が自動的に使用されるということについて、現状のドラフトの書き方はデータの流通が強調されている印象がある。
- カギカッコ付きの〈法〉、コードとしての法という形で〈法〉の支配をアップデートすると、データの発生や保管、変更条件、削除条件なども含めて共通理解を持ち、一定のガバナンスを効かせるということが、特に重要になる。
- その意味では流通だけではなく、その前後までを含めて、データの重要性やデータ

とガバナンスの関係が非常に強くなるということを少し触れていくと、全体の議論の中で「データガバナンスシステム構築の必要性」という項目との関係が、より明確になる印象である。

- エグゼクティブ・サマリーの書き方について、詳細なご提案があったため、それに沿って記載していただけるとよい。
- エグゼクティブ・サマリーでは、アジャイル・ガバナンスが、従来のガバナンスとどのように異なるのかという点について、簡単な図式を描くことが重要である。これまでの報告書にも記載されてきたことであるが、本報告書でもこれまでの報告書のエッセンスがわかる図があることが望ましい。あるいは、これまでの報告書に関するサマリーを作成する、あるいは報告書を引用する形で理解を深めてもらう必要があるのではないか。
- また、先ほど議論があった「法の支配」のコンセプトがこれまでと大きく変化してきているという法学的にも相当挑戦的な面もあるため、ある意味専門家向けになってしまうが、この部分についてはしっかりと議論することが望ましい。
- ただ、書き方については、研究者向け、あるいは司法の方向け、行政の方向けなど、本検討会でご議論した上で、工夫していく必要がある。その部分をエグゼクティブ・サマリーにおいて、どこまで記載するのかということは、非常に哲学的な内容も含む重要な内容であるもの、一見して理解できる人は少ないため少々検討が必要である
- 個人的には、例えば、本文でしっかりと書き込み、エグゼクティブ・サマリーに CPS の中で新しいことを考えているということが少しわかる程度の抽象度で記載するとよいと考えている。可能であれば、何か変わるのか、何を考えなければならないのかをエグゼクティブ・サマリーで具体例を含めて示すことも求められる。
- さらに、今回の報告書では、民間の主体側が制御できない部分が相当あることに対する責任のあり方が新たなポイントとなっている。
- リアルタイムデータが日々収集される状況における責任・判断とか制裁のあり方は、リアルタイムデータが取得できないときとは異なるはずだという議論もある。現時点で、司法や法執行の領域でのリアルタイムデータの使用は限られているが、本報告書ではやや未来志向的な議論もしていく必要がある。
- P.27 では、これまでの民事責任と本報告書が提案している厳格責任との最大の違いは、責任を負うかどうかを判断する主体が裁判所であるか、開発・供給主体であるかにあるとされている。
- しかし、一方で、裁判所が判断するかどうかは異なるということは、民事紛争の解決方法が違うということであると考えられる。裁判所の情報・能力から生ずる問題は、民事紛争一般について当てはまる。つまり、ここで扱っている民事責任のテーマに限られな

い問題ではないか。

- 他方で、本報告書が提案している厳格責任は、P.26 の定義によると、「自らが開発・供給した CPS の各構成要素が単独で、あるいは他の構成要素と相互作用して、他者に生じさせた望ましくない影響について、その理由の如何を問わず、開発・供給主体は、被害者に対し、補償しなければならないとするルール」であるとされている。本報告書が提案している厳格責任の下でも、因果関係が問題となり、因果関係がなく、責任を負わない者が出てくると考えられる。そうであるとする、本報告書が提案している厳格責任の下でも、これまでの民事責任と同様に、裁判所に紛争が持ち込まれる結果、裁判所の情報や能力の問題が生ずるものと考えられる。
- 以上を要するに、これまでの民事責任と本報告書が提案している厳格責任との違いは、裁判所の情報や能力の限界に対処することができるかどうかではなく、ここで問題とされるべきは、責任の性質や根拠なのではないか。
- 責任の性質や根拠という観点では、一般不法行為は過失責任とされ、製造物責任は一般に無過失責任とされているのに対し、本報告書は、一般不法行為責任と製造物責任とを民事責任という形で1つにまとめた上で、本報告書が提案している厳格責任は、そのまとめた民事責任とは違うとしている。この説明の仕方では、本報告書が提案している厳格責任の性質や根拠がどのようなものであるかを理解するのは、難しいように思われる。
- 本報告書が提案している厳格責任は、過失責任ではないという意味では、無過失責任であるものの、その責任を負わせる根拠がこれまでの無過失責任論において提示されてきたものとは違うということなのか、それとも、本報告書が提案している厳格責任は、加害者に対してこれまでの意味での責任を追及するものではないという考え方に基づくものなのか。P.26 における厳格責任の定義において、「賠償」ではなく、「補償」という表現が選択されていることからすると、後者の考え方によるものとも推測される。
- 仮に本報告書が提案している厳格責任は、加害者に対してこれまでの意味での責任を追及するものではないという考え方に基づくものであるのならば、P.23 以下の「責任」についての考察を踏まえて、P.27 以下でも、本報告書が提案している厳格責任とこれまでの民事責任との違いはその点にあると説明した方が、分かりやすいように思われる。
- いずれにせよ、本報告書が提案している厳格責任とこれまでの民事責任との違いは、責任の性質や根拠の観点から説明する方が望ましいのではないか。
- まず、これまでの賠償責任とニュアンスが変わっているという点については、報告書の中で非常に意識的に負担責任と有責責任を切り分けており、賠償と補償という文言を使い分けている。これまでの過失責任主義では、避けられた結果を不注意で避けなかったという意味において、ある種の非難が常にあり、賠償にも悪事を償うというニュアンスがあることは否定できないと感じている。

- 本報告書では、まさに負担責任を最適に分配することにより、企業が自身の活動に適切な理由づけをするように、どのようにインセンティブを与えるかという文脈で論じているため、ご意見のとおり記載を参考に工夫したい。
- 過失責任及び無過失責任と、いわゆる一般不法行為と製造物責任との関係については、製造物責任の「欠陥」の解釈をどのように考えるかにより、変わると理解している。現在の有力な考え方の1つとしては、「欠陥」についてもある種の行為義務を果たしたか否かと結び付けて理解することに近づいているという指摘もある。そのため、本報告書では一定の義務を果たしたか否かとは別の観点から、責任を負担するという仕組みとしての厳格責任と整理している。
- 因果関係の問題については、この新しいスキームの下では、最終的に免責条件を満たしているかどうかという判定をする際に、特定の活動から発生することが、当然予測されるレベルの危険なのかどうかという意味における帰属性が、少なくとも問題とされ、かつ、その判定を専門家などが協力して行う、あるいはデータを使用して検証していくという仕組みであるため、これまでの意味での裁判所が判定するという因果関係とは、やや異なる判定の仕方になっている。
- ただし、その点の妥当性がさらに法的紛争になりうるということについては、新しいレジームの下でも否定できないため、その点についてどのように考えていくのかについても適宜記載する必要があると理解した。
 - P.26 の 4.2.1.1 の 1 行目では、「いわゆる『厳格責任』とよばれる賠償責任ルールを採用する」とされている。そうすると、本報告書では、補償と賠償という表現は、同じ意味で用いられているのではないかという疑念が生じそうである。補償と賠償という表現を使い分けているのであれば、そのような使い分けを徹底するとともに、そのような使い分けをする理由をどこかで説明した方がよいものと思われる。
 - ご意見を踏まえて、検討させていただきたい。
 - 先ほどの裁判所の判断に限界があるということについては、そこだけ読むと裁判所が無能であると述べているように見えるため、やや注意して記述することが望ましい。また、先ほどからの議論にあるように、現行法の捉え方についても様々あるため、その点については誤解を与えないように丁寧に記載する必要がある。
- ブラックボックス化されたものに対して、どのように対処していくかということが、CPS の状況においては非常に重要となる。
- ブラックボックスは便利が文言であるが、製造物責任や厳格責任、AI 単体やシステム単体の中身がわからないという意味と、複雑なシステムがつながり合った際に、どのような効果が及ぼされるのかという意味があり、その2つの意味を区別して考えていくとよいのではないかと。

- 例えば、AI トレーダーがクラッシュした際に、各 AI トレーダーは難しいものではないが、それがつながり合うことによって、予想外の事態が発生してしまうという現象が頻発している。
- 誰かを罰するというのではなく、どこに問題点があったのかということを明確にする立場の方が、おそらく問題の解決にはつながると考えているが、それを説明する際に、ブラックボックス化という言葉は、非常に使い勝手の良い表現であるため、お使いいただくとういのではないかな。
- 現在、DFFT を日本から打ち出しているが、DFFT との技術上の関係などがわかるような形で日本の提案として示していくことが望ましい。
- データの責任との関係については、例えば、医師がより広く医療情報が見られるようになった際に、これまでの診療歴全部についても確認しないと民事責任や刑事責任に問われるのかという議論もある。長期的な問題だけではなく、比較的短期的な問題としても議論できる面もあるため、そのような視点も踏まえて責任の議論を本文中に盛り込めると良い。

(6) 今後の進め方について

最後に、飯野調整官から、今後の進め方について、以下のような連絡が行われた。

- 今後、3 月中旬にかけて報告書の最終版の作成を進めるため、お気づきの点等があれば、ご意見をいただきたい。
- これまでコメント等を頂戴した先生方に対して、個別に記載内容の確認等でご相談させていただく可能性もあるため、ご協力をお願いしたい。

(7) 閉会

最後に、柳川座長から、閉会が宣言された。

■ チャット欄記述意見

- ご理解は当方もその通りだと思うのですが、出力されるプロダクトはストラテジャイズされる必要があるのだろうと思います。
- いままでのアジャイル・ガバナンスの議論は政府によるガバナンスが限界だという言い方を敢えてしまして、行政の方に向いている言い方をしており、これは自覚的にそのようにしていたと思います。今回、これを司法にまでエクステンドする議論を試みていますが、アジェンダセッティングをするにあたって司法ないし司法行政にはかなり事前にタッピングしまして、反発を招かないこと、彼らも同じ課題意識を共有できることについて確認したうえで、踏み切っているという経緯があります。エグゼクティブサマリで分かりやすく書くとしても、立法に対してこれをさらに延ばすような形には見えないようにやっていただくべきだと思います。
- おっしゃるとおりで、司法が最終的に司ってきた「法」の内容が拡張し、その担い手も広がっていくというイメージを出していくとよいかと反省しました。
- ありがとうございます。もともと機械は法を代替するので、アジャイル・ガバナンスの議論を始めている時点で既に立法府を経ない＜法＞を制定していることになりますし、ソフトローというのも広く見ればそのようなことなのだと思います。
- そうですね。法の支配の多層性の部分を丁寧に書くことで、誤った受け止められ方をしないように気をつけた方が良いですね。ありがとうございました。
- 上のコメントの流れで、法の支配という論点からすると、＜法＞の定義をもう少し丁寧に書いた方がよいかもしれません。つまり、既存の法の意味付けと、それを補足する標準、コード、システムや技術の立ち位置や役割を明記するという方法もあるかもしれません。

以上